

お知らせ

記者発表資料  
報道解禁

令和6年2月2日  
令和6年2月2日 14:00

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、岐阜支店長が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

三愛物産株式会社 愛知県名古屋市東区筒井3-4-12

2. 指名停止措置期間

令和6年2月2日 ～ 令和6年3月1日 (1ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者の岐阜支店長は、岐阜県山県市が令和3年6月に発注した高富水源地区にある配水ポンプ盤の更新工事の指名競争入札をめぐる、市水道課課長補佐に自社に有利な指名業者選定案を作成させ、決定した指名業者を教えもらい落札し公正な入札を妨害したとして、令和5年11月29日、公契約関係競売入札妨害の疑いで岐阜県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第8号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第8号>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヶ月以上12ヶ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヶ月以上12ヶ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約課長

はらだ あきのり  
原田 明典（内線2511）

◎総務部 専門調査官

おかざき はるよし  
岡崎 晴好（内線2514）